



## セルフメディケーションのすすめ②… OTC医薬品とは？

No.11-1で、OTC医薬品などをうまく使って「セルフメディケーション」を進めると書きましたが、OTC医薬品とは何でしょう。最近薬のテレビコマーシャルで「OTC医薬品です！」と強調していることにお気づきですか？正式には「一般用医薬品」ですが、従来通称として「市販薬または大衆薬」と呼ばれてきたものを、正式名称として「OTC医薬品」と決めたのです。

ではOTCとは何でしょうか？英語（Over The Counter）の略号ですが、意味は「カウンター越しに」です。つまり、「OTC医薬品」とは「カウンターを挟んで薬剤師から説明やアドバイスを受けながら選ぶ医薬品」ということになります。この場合は、医薬品はカウンターの内側に陳列されているわけです。しかし現状はどうでしょうか？度重なる規制緩和で、今では医薬品の多くがカウンターの外に陳列され、セルフ方式でそのまま薬剤師のいないレジを通ります（本来は違反）。このような現状に対して、大きく二つの見方が出てきました。

- ① 薬は専門的な情報に基づいて使用しなければ危険があるし、適切な使用ができないこともあるので、薬事法に基づいて許可されている本来のスタイルを徹底すべきである。
- ② 現状（薬剤師の関与がない）でも何ら支障はないのではないかと。薬をコンビニでも売れるようにした方が、便利になって世のためになる。

さまざまな検討を経て、結果的に②の意見が優勢となり、国は47年ぶりに大幅な薬事法改正に踏み、21年4月からOTC医薬品の提供方法が大きく変わりました。ただし、コンビニで薬を売ることにはなりません（コンビニが薬事法上の販売店舗として生まれ変われば別ですが）。

新しいOTC医薬品の提供（販売）方法については、次回から書いていきますが、概要は、まず、全てのOTC医薬品に、第1類医薬品（A）、第2類医薬品（B）、第3類医薬品（C）のいずれかが記載されます。そして、薬剤師以外に「登録販売者」という人が薬を販売することができますようになります。薬剤師と登録販売者は資質と役割が違いますが、販売に関しては、薬剤師は全てのOTC医薬品を、登録販売者は第2類（B）および第3類（C）の医薬品を扱うことができます。第1類医薬品はリスクの高い成分を含むので薬剤師だけが扱うこととされ、この場合は本来の「Over The Counter」方式で販売することが決められました。

私たちがOTC医薬品を用いて上手に自らの健康を管理していくときに、どこのお店で、誰から薬を買うかの選択もまた大切な要素になります。このことは医薬品ばかりでなく、健康食品・サプリメントなど食品についても同様です。良い選択の参考となるように、まず、正確な情報をお伝えしていきたいと思えます。

